

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書案

はじめに

I 総論

1. 現状の成果と課題
2. 基本的な考え方

II 各論

1. 小学校就学前・来日直後の取組について
2. 小・中・高等学校段階での取組と支援策
 - 2-1 指導内容の深化・充実について
 - 2-2 指導体制の確保・充実について
 - 2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について
3. 進学・就職へのきめ細かい支援の促進について

はじめに

- 我が国に在留する外国人の増加に伴い、学校に在籍する外国人児童生徒も急激に増加し、公立学校に在籍する外国人児童生徒は約 15.1 万人（令和 7 年度）となっている。加えて、日本語指導が必要な児童生徒¹も増加しており、文部科学省が令和 7 年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（以下「受入状況等調査」という。）では、約 8.5 万人と過去最高の人数となっている²。
- これまで、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」や、令和 5 年 6 月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国人児童生徒等の教育についての重要性が指摘されてきた。また、令和 7 年 9 月に改定された日本語教育の推進に関する法律（令和元年成立・施行）に基づく基本的な方針においても、外国人の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずることが示されている。
- さらに、令和 7 年 11 月、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、新たに関係閣僚会議が設置され、今年 1 月に「外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）が取りまとめられた。
- こうした状況の中、本有識者会議では、少子高齢化、人口減少時代における我が国において、外国人児童生徒等を含めた全ての子供に質の高い学びを提供できるよう、関係者からのヒアリングを交えつつ〇回にわたり議論を重ねてきた。この度、その成果を取りまとめ、国、地方公共団体、学校、その他の関係者が今後取り組むべき施策の具体的な方向性について以下のとおり提言を行うものである。
- 今後、本報告書を踏まえつつ、地方公共団体、学校、その他の関係者において、外国人児童生徒等に対する教育への取組が着実に推進されることを期待する。
- 国においては、本報告書に盛り込まれた内容について、地方公共団体、学校、その他の関係者に対する周知を図るとともに、関係省庁が緊密に連携しつつ、スピード感を持って関係施策に取り組んでいくことを求める。

¹ 日本語指導が必要な児童生徒の中には日本国籍の子供も存在する。このため、本報告書ではこれらを総称して「外国人児童生徒等」と呼ぶ。

² 外国人の子供については、国際人権規約や児童の権利に関する条約を踏まえ、義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受け入れている。

国際人権規約：1966 年の国連総会において採択され、1976 年に発効。日本は 1979 年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

児童の権利条約：1989 年の国連総会において採択され、1990 年に発効。日本は 1994 年に批准。18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。

I 総論

1. 現状と課題

- 受入状況等調査の結果では、日本語指導が必要な児童生徒はこの9年間で約2倍に急増しているが、日本語指導が必要と判断された児童生徒のうち、約1割が学校において特別な配慮に基づく指導を受けていない。また、義務教育段階において、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒のうち、「特別の教育課程」³による指導を受けている児童生徒は約8割に留まっており、その実施状況は令和5年度から令和7年度にかけて概ね横ばいで推移している。

- また、文部科学省が令和7年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」（以下「就学状況等調査」という。）によると、約9千人が不就学の可能性があることが示されている⁴。「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日。以下「就学促進等の指針」という。）を踏まえた教育委員会等の取組により、その割合は近年減少傾向にあるものの、依然として一定の不就学の子供が存在している。

- また、大都市圏を中心に外国人児童生徒等が集住する地域がある一方、学校に数人程度のみ在籍する、いわゆる散在地域も増加している。外国人児童生徒等が日常的に使用している言語については、従前から多くを占める中国語やポルトガル語、フィリピン語以外にも様々な言語⁵が使用されており、母語の多様化が進んでいる。こうした現状の詳細は、「II各論」で取り扱う。

- これまで、国は、日本語指導が必要な児童生徒に関する「特別の教育課程」の制度化、日本語指導に必要な教員定数の改善、日本語指導補助者等の配置や就学促進等を行う地方公共団体に対する補助事業等に取り組んできた。これらを受けて、外国人児童生徒等を学校につなぐ仕組みや就学後の支援の取組は一定程度進んできていると考えられる。

- しかし、これらの取組が追い付かないほどに、外国人児童生徒等は増加している。さらに、今後、在留外国人の一層の増加とそれに伴う外国人児童生徒等の増加も想定する必要がある。加えて、散在化の進行や母語の多様化により、集住地域で確立してきた指導モデルだけでは対応が困難となることや、学校現場だけの対応では限界があること等も認識すべきである。こうした現状や将来を見据え、これまでの延長線のみならず、新たな解決策を含め総合的な対応を検討し、提示する必要がある。

³ 平成26（2014）年1月に学校教育法施行規則を改正し、外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備した（同年4月1日施行）。また、高等学校等（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）についても、同様に制度を整備（令和4年3月に公布・令和5年4月1日施行）。

⁴ 就学状況等調査によると、令和7（2025）年度の不就学の可能性のある子供の数は9,153人。令和元（2019）年度は、19,420人であり、6年間で10,267人減少している。

⁵ インドネシア語、ウルドゥ語、タイ語、ネパール語、ベンガル語等

2. 基本的な考え方

(1)個人として、また社会の一員として、自立して生きる力を育む

- 外国人児童生徒等は、将来にわたり日本社会を構成する一員となる可能性のある存在であり、個人としてその能力を存分に開花させるとともに、社会の構成員として自立し責任を果たしていくことができるよう、日本語能力をはじめ、必要な資質・能力を身に付けていくことが求められる。詳細については2-1で取り扱う。
- 外国人児童生徒等が、将来、責任ある日本社会の一員として生活を営むことができるよう、国及び地方公共団体において必要な環境整備を行うことは、日本社会にとって極めて重要な基盤的投資⁶と言える。むしろ、外国人児童生徒等の不就学や学習の遅れ、学校生活への不適應等の状態を放置することは、孤立や分断を生み、将来的な社会的負担の増大につながるおそれがある。
- 支援に当たっては、支援を必要とする子供の差異を「弱み」としてのみ捉えるのではなく、そうした子供たちが持つ「長所・強み」に着目し、その可能性を引き出し、力を発揮できるようにしていくという視点（エンパワメント）が大切⁷である。特に、外国人児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や背景についても、それを強みとして捉え、生かしていくことが重要である。日本人の子供にとっても、学齢期から様々な背景や母語等を有する子供とともに学習する機会を持つことは、多様な価値観や文化的背景を理解し、資質・能力を高めることにつながる。また、在籍学級における外国人児童生徒等にとって効果的な指導は、全ての子供にとっても有効であるという視点や、学校における多様性の包摂を進めるという視点を持つことは重要である。
- 全ての子供に対する教育の保障は、社会の統合を支える基盤である。国や地方公共団体、学校、保護者、地域の関係団体等、子供に関わる全ての者がこれを念頭に置きつつ、共生社会の実現に向け、外国人児童生徒等を含めた全ての子供を支えていくことが求められる。

(2)全国的な取組の水準向上に向け、国がより主導的な役割を果たす

- 外国人児童生徒等の教育において、国の果たす役割は極めて重要である。外国人児童生徒等の教育は、一部の地方公共団体や学校のみでなく、全国の地方公共団体と学校現場にとって、年々大きな課題となっている。また、支援人材が不足している地域も多く、教育支援の格差につながっていると指摘も多い。これらに鑑みれば、これまでの各学校や地方公共団体における取組の成果や課題を土台に、国において外国人児童生徒等の教育に関する取組の基本的な方向性を示し、全国的な教育水準の向上を図ることが必要である。例えば、「プレクラス」のモデルづくり、効果的・効率的な指導内容・方法に関する具体的なガイドラインの提示、効果的な指導体制の明確化、専門性を有する人材の養成・研修等において、国が主導的な役割を果たすことが有効と考えられる。

⁶ 「外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議意見書」（令和8年1月14日）P4

⁷ 第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）P16

(3)教育の質の確保と学校現場の負担軽減を両立する

- 学校現場における持続可能な体制を整備し、教育の質の確保と負担軽減を図ることが必要である。今後、更なる外国人児童生徒等の増加により、学校の教育活動全体に過度な負担が生じれば、全体として教育の質の低下につながるおそれがある。こうした事態を防ぎ、教育の質の確保と学校現場の負担軽減を両立する観点から、必要な指導体制の整備や指導力の向上に関する取組等を進めていくことが重要である。

(4)広域的な取組により学校現場を支える

- さらに、広域的な取組により学校現場を支える体制を構築していくことが必要である。全国で外国人児童生徒等の集住化と散在化が同時に進行する現状を踏まえると、学校のみでの取組では限界があり、知見を広域的に展開し、受け入れ経験の少ない教育委員会や学校も含め支援していくことが必要になる。そのため、広域の地方公共団体である都道府県教育委員会がハブとなり、域内の市町村や学校現場に対する知見や先進事例に関する情報の提供、研修の実施、日本語指導補助者や母語支援員等の専門人材の確保及び市町村への派遣、多様な機関との連携構築に関する支援を行うなど、広域的な取組を進めていくことが求められる。
- 以上の基本的な考え方を踏まえつつ、「Ⅱ各論」において、1. 小学校就学前・来日直後の取組、2. 小・中・高等学校段階以降の取組、3. 進学・就職への取組の順に沿って、具体的な取組を記載する。

Ⅱ 各論

1. 小学校就学前・来日直後の取組について

(現状と課題)

- 幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼児教育施設」という。）における外国人の幼児や海外から帰国した幼児等も増加しており、その受入れ及び小学校教育への円滑な接続については課題がある。例えば、幼児が特に支障なく生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しているだけで日本語の理解に課題がある場合もある。また、学齢期以前の幼児の保護者に対する十分な情報提供や支援も重要である。
- 学齢期以前の幼児や保護者を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組である「プレスクール」⁸に取り組む地方公共団体も出てきているが、依然として一部にとどまる。また、その実施主体についても、教育委員会や首長部局など、状況も様々である。
- さらに、来日直後などに、学齢期の外国人児童生徒等が、学校生活や教科学習等に移行していくために必要な、初期の日本語等を学ぶことを主な目的として、地方公共団体を中心に実施されているプレクラスは、外国人児童生徒等の学校生活への円滑な適応を促進する上で重要な役割を果たしている。さらに、外国人児童生徒等の緊張を和らげ、安心感を与えるとともに、受入れに十分な知見を有していない学校や教師にとっても、その負担を軽減するなどの効果が期待され、実施する地方公共団体も増えつつある。一方で、現状においては参照可能なモデルが確立されておらず、教育課程における扱いや、体制、指導内容、実施期間、対象者等も地方公共団体によって多様である。
- また、散在地域や、初めて外国人児童生徒等を受け入れる地域、さらには交通アクセスの利便性が低い地域等においては、小学校就学前・来日直後の支援について、十分な整備や検討が進んでいるとは言い難い状況である。

(取組の方向性と具体的な施策)

【幼児教育施設等における取組】

- 幼児教育施設においては、幼児の発達を踏まえ、外国人幼児等が安心して自己を発揮できる環境の下、日常的な関わりや言葉掛けにおいて、日本語の力を育む視点を持ち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことを重視すべきである。また、こうした工夫は、他の幼児にとっても言葉を豊かに育むことにつながる観点から重要であるとともに、言葉を用いて考える力の基礎の育成等も必要である。こうした幼児教育施設における指導の工夫等については、引き続き中央教育審議会における次期学習指導要領等に向けた審議の中で検討を行う必要がある。

⁸ 「プレスクール」「プレクラス」については、法令等における定義がなく、各地で様々な名称・形態で取り組まれているところであるが、本報告書では、主に学齢期以前の外国人幼児を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組を「プレスクール」、主に学齢期の外国人児童生徒を対象として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための初期日本語指導等の支援を行う取組を「プレクラス」として記載する。

- 加えて、国は、地方公共団体及び幼児教育施設に対して、小学校就学に向けた相談等で得られた情報や要録等を小学校に引き継ぐよう周知する、地域の日本語教室等に親子で参加することを促す、指導の参考となる資料や動画等について一覧性のある分かりやすい形で情報提供するなどの対応を行うべきである。
- 小学校へ引き継ぐ情報としては、例えば、言語の発達に関する事項や習得状況、日本語の理解度等に関する配慮事項、子供が円滑に学校生活を送る上で必要な日本語に関する支援などが考えられる。なお、引き継ぐ内容や方法については、個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意するとともに、小学校においては、引き継いだ情報に過度にとらわれるのではなく、入学後の子供の様子の観察等も交えつつ、総合的に子供の理解を深めるための情報の一つとして扱うことが必要である。

【就学促進のための方策】

- 外国籍の子供の就学促進に向けて、教育委員会が首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）と連携し、就学状況の把握や就学案内等の取組を推進することが重要である。そのため、国は補助事業⁹を充実させるとともに、就学状況等調査等を活用し、それらの子供たちの実態把握に努め、引き続き、就学促進に関する好事例の収集や周知に努めるべきである。

【プレスクール(主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組)】

- 学齢期以前の幼児やその保護者を対象としたプレスクールについて、地方公共団体の取組が更に進むよう、引き続き、優良事例や補助事業¹⁰等の積極的な活用について周知・啓発を行う。

【プレクラス(主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組)】

- プレクラスについては、学校生活への円滑な適応、語彙力の着実な向上や初期の日本語指導のみならず、来日直後初めての日本の学校生活に不安な外国人児童生徒等にとって、安心できる居場所としても機能している。このような取組と併せて、就学案内等を丁寧に行うことで、不就学の児童生徒がなくなる地方公共団体も見られる。
- 本有識者会議の議論においても、プレクラスは子供たちの日本語力を伸ばすことに関して、非常に効果的であったと前向きに評価する意見が示された。また、プレクラスにおける学習の中で、子供たちの特性や強み、家庭状況を把握することが重要であるとの意見や、専門性を持ってプレクラスで指導するためには、指導経験や専門性を有する人材を配置する必要があるとの意見、登録日本語教員がその専門性を活かしてプレクラスで活躍できるよう、必要な知識を習得するための研修等の機会を確保すべきであるといった意見もあった。このように、プレクラスは、外国人児童生徒等の実態把握や保護者・関係機関との連携を通じて、円滑な就学と継続的

⁹ 外国人の子供の就学促進事業。

¹⁰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業。

な支援につなげる役割も期待できる。さらに、プレクラスを教育課程内で行う場合は、学校の教育活動として位置付けられるため教科学習との連動が図りやすい・継続的かつ安定的に実施しやすい・各学校の居場所づくりや教師間の連携、在籍学級との連携が図りやすいなどのメリットがあるとの意見や、教育課程外で行う場合は、初期支援に特化しやすい・学校の負担を軽減しやすい・来日時期や日本語の習得度合い等に応じて集中的な支援を実施しやすいといった意見も示されており、学校教育との接続を意識した設計が重要である。

- 「総合的対応策」¹¹でも、プレスクールやプレクラスについて、方策を検討・提示することや抜本的な強化を図ること、地域の実情に応じた全国展開を図ることが盛り込まれているところである。
- 今後、各地域の実情に応じたプレクラス等の全国展開に向け、国が主導的な役割を果たしつつ、プレクラス等のモデルをつくり、財源の確保も含め、取組を推進する必要がある。なお、プレクラス等については、現状の取組において、教育課程内と外のいずれで行うかや、体制や指導内容、実施期間、対象者、教材、通学方法への対応、終日実施した場合の昼食の扱い、保護者への支援等は様々である。今後、こうした論点を整理し、学校への円滑な接続の在り方などについて十分に検討し、基本的な考え方を整理し、地域の実情に応じて弾力的かつ柔軟な運用が可能な複数のモデルを構築する必要がある。
- また、プレクラス等を実施した場合でも、学校で児童生徒の状況に応じた日本語指導を引き続き行い、教科指導等を通じて資質・能力の育成につなげていくことが必要である。このため、地域の実情に応じた日本語指導体制を、見通しを持って計画的かつ効率的に整備する際の参考となるよう、国において基本的な考え方や目安を示す必要がある。この点については2-2で後述する。

¹¹以下、該当箇所抜粋。

iii 速やかに実施する施策

- ・外国人の子供が日本の学校教育を受ける前に、日本語や学習習慣の習得を目的とする地域における「プレスクール（仮称）」（初期支援）の方策を検討・提示する。〔文部科学省〕《施策番号 173》
- ・外国人の子供が適切に教育を受けられるよう、令和9年度から、初期支援（「プレスクール（仮称）」）の抜本的な強化を図る。〔文部科学省〕《施策番号 177》

iv 今後の課題

- ・地域の実情や各地域の教育の取組状況等を把握した上で、全国的に教育水準の維持・向上を図る。例えば、プレスクールや学校におけるプレクラス（初期指導）の地域の実情に応じた全国展開（略）を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 179》

2. 小・中・高等学校段階での取組と支援策

2-1 指導内容の深化・充実について

(現状と課題)

- これまで国においては、来日直後の学校生活への適応から在籍学級の授業への参加までを視野に入れた基本的な指導内容・指導方法を、「日本語指導プログラム」¹²として提示するとともに、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指した JSL カリキュラム¹³を示し、学校現場ではこれらも踏まえ、工夫を重ねて指導が行われてきた。しかし、以下のような課題が指摘されている。
- 基本的な考え方に関する課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ・ 児童生徒の語彙・文法・文字等に関する「できないこと」に指導者の意識が焦点化され、それらの指導に偏ってしまう実態もあること、
 - ・ 教科の内容を理解し考える力、自分の考えを表現する力、他者と協働する力、多文化・多言語の経験を生かして学ぶ力などの資質・能力の育成までを視野に入れた教育の重要性が十分に伝わっていないことまた、外国人児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や、母語による学習経験等を、指導に当たり効果的に生かす視点が十分浸透していないとの指摘もある。
- 指導・支援の具体に関する課題としては、以下の点が挙げられる。
 - ・ 初期段階の指導・支援の具体や、教科指導等において、各教科の内容の概念的な理解を図りながら、資質・能力を育む発達段階に応じた指導内容・指導方法を分かりやすく示せていない
 - ・ 子供の言語発達と日本語習得状況をアセスメントする「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（以下「ことばの力のものさし」という。）」¹⁴の活用が道半ばで、アセスメントを踏まえた指導上の工夫が明確でない
 - ・ 在籍学級における教育課程と「特別の教育課程」それぞれの役割分担や連携方策が明確でない
 - ・ 日本語指導担当教師など一部の者のみが担うと認識されがちで、担任や教科担当、支援員の各々が実践可能な日本語指導の方法が十分示せていない
 - ・ 受入れ経験の少ない教師が担当する場合でも実施可能な指導内容・方法が十分示せていない
 - ・ 生成 AI やオンラインを含む ICT の効果的な活用や、母語も活用した指導・支援方法、教科の学習に必要な語彙や表現等（いわゆる学習言語¹⁵）に配慮した指導の方法が明確でない

¹² 文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引 改訂版」（平成 31 年（2019）3 月改訂）に各プログラムの概略が示されている。

¹³ JSL（Japanese as a Second Language）とは、第二言語としての日本語を指す。文部科学省において、平成 15（2003）年 7 月に小学校編を、平成 19（2007）年 3 月に中学校編を公表した。

¹⁴ 令和 7（2025）年 4 月に文部科学省が公表した、義務教育段階から高等学校段階までの外国人児童生徒等のことばの力を多角的かつ包括的に捉えるための評価の枠組み。

¹⁵ 本有識者会議において、学習言語について具体的に何を指すかに関しては異なる見解が存在すること、学習言語という概念そのものを批判する研究者もいることについて指摘されている。

- 外国人児童生徒等の指導に当たっては、在籍学級担任と日本語指導担当教師等が連携し、日本語指導を含む教育課程全体を通じて児童生徒の資質・能力を育成することが重要である。併せて、学校全体として多様性を尊重し、外国人児童生徒等に限らず、誰もが安心して参加しやすい学習環境を形成していく視点が重要である。しかし、先述のように、在籍学級における教育課程と日本語指導のための特別の教育課程の連携方策や、それぞれの場で実践可能な具体的な指導の内容・方法がこれまで十分示されていたとは言い難い。JSLカリキュラムについても、現場で実践が重ねられる一方で、十分根付いていないとの指摘や、担当者の力量への依存度が大きく、専門性を有する者がいない場合は実施が難しいとの指摘も見られる。
- また、児童生徒に日本語指導を行う際には、それぞれの児童生徒の状況を把握し、個々に適した指導を行うことが重要である。しかしながら、受入状況等調査によると、日本語指導が必要な児童生徒の判断に際して、「DLA¹⁶や類似の日本語能力測定方法により、判定している」と回答した学校は約24%に留まっている。
- 特別の教育課程を実施する場合、日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこととされている。
- しかしながら、日本語指導が必要な児童生徒のうち個別の指導計画を作成している割合は、約70%に留まる。また、「個別の指導計画」については、日本語指導担当教師を中心に作成・活用されてきた一方で、在籍学級における学習との連携が十分図られず、学校全体で児童生徒の状況を共有しながら支援することにつながっていない場合があるとの指摘がある。
- 各学校では、日本語指導が必要な児童生徒のほか、障害のある児童生徒や不登校児童生徒への支援等のために、「個別の指導計画」や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されており、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難であったりするという課題もある。
- 「個別の指導計画」等の扱いについては、次期学習指導要領に向けて、教師の過度な負担・負担感を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上につなげるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」¹⁷における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるよう改善すべく、中

¹⁶ 外国人児童生徒等のことばの力を対話を通して捉えるアセスメントツール。（DLA：Dialogic Language Assessment）文部科学省は、平成26（2014）年1月に「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」を発行。令和7（2025）年4月には、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等の対話型アセスメントDLA」として改訂している。

¹⁷ 中央教育審議会における検討では、便宜的に、学校として編成する共通の教育課程を「1階」、個々の児童生徒に着目した特別の教育課程を「2階」として表記している。

央教育審議会において議論が進められている。先述の課題を改善するためにも、「2階シート」(仮称)により、日本語指導を含む支援を学校全体で共有し、在籍学級での学びとも関連付けながら、切れ目のない支援につなげることが期待される。

(取組の方向性と具体的な施策)

【外国人児童生徒等の教育の基本的な在り方】

○ 外国人児童生徒等への教育は、児童生徒一人一人が有する多言語・多文化の経験や学習の背景を踏まえながら、学校教育全体を通して、主体的に学び、多様な他者と協働しながら社会に参画するための資質・能力を育成する営みとして捉えることが重要である。その中で、日本語能力の習得は、外国人児童生徒等が自己実現を図るとともに、将来、自律的に社会生活を送るために不可欠のものである。

○ このような、「単に日本語能力の補充として捉えるのではなく、教育課程全体を通じ、日々の学習や、多様な人々との個性を生かした協働に必要な資質・能力を育成する」という外国人児童生徒等の教育の在り方に関する基本的な考え方を、学習指導要領総則等にも記載していく方向で検討することが必要である。併せて、「特別の教育課程」に係る学校教育法施行規則や告示についても、このような基本的な考え方に照らして改めて検討することが必要であり、詳細については、法令的観点等から国において検討することが望ましい。

また、現在、学習指導要領総則では「海外から帰国した児童生徒など」「日本語の習得に困難のある児童生徒」という2つの分類で記述されているが、単に日本語能力の補充として捉えるのではなく、積極的な意識を持って教師が取り組むことができるよう、分類の仕方も含め、適切な記載を検討すべきである。

【具体的な指導・支援の在り方について(ガイドライン等)】

○ どの教師が担当する場合でも、全国において一定水準以上の日本語指導が実施されることが重要である。外国人児童生徒等に対する教育に初めて携わる教師を含め、全ての教師や支援員等が連携して指導を実施することができるよう、国は指導内容・方法をガイドラインとして具体的に示す¹⁸ことが求められる。その際、在籍学級と「特別の教育課程」それぞれの場での指導の具体や連携方策を示すことが重要である。また、生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の効果的な活用方法、学習言語への配慮、外国人児童生徒等の母語での学習経験や知識・理解の活用方策などにも留意する必要がある。

○ ガイドラインにおいては、初期段階における指導について、学習項目やトピック型の授業シラバスを明示することにより、教師が指導の見通しを持ちやすくし、より質の高い指導につなげていくことなどが期待される。また、プレクラス等で初期日本語指導を実施した場合において、入学後も在籍学級と「特別の教育課程」における指導・支援を連携させながら継続的に実施されるものであることを、明確に示すことも必要である。併せて、日本語と教科を統合した学習を推進する観点から、JSL カリキュラムの活用方法についても、簡潔で分かりやすく示すことが期待され

¹⁸ 文部科学省において、高等学校については、令和5(2023)年3月に「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」を発行した。

る。

- 児童生徒の多様な言語・文化的背景、発達段階等を把握した上で個々の実態に応じた指導の充実を図ることが重要である。ガイドラインにおいては、学校が、「ことばの力のものさし」等を用いて児童生徒の言語発達や日本語習得の状況を的確に把握した上で指導できるよう、指導方法等について、分かりやすく示すべきである¹⁹。なお、障害のある外国人児童生徒等への対応に当たっては、教育制度や文化的背景が異なることにも留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し十分な理解を得ながら、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を丁寧に把握・整理し、必要な支援について総合的な観点から判断することが重要であることに留意すべきである。
- 夜間中学については、令和7年度に、日本語指導に関する既存の資料を夜間中学で活用する際の留意点等を整理した「夜間中学における日本語指導ガイドライン」が作成されたことから、これらを周知することが重要である。

【個別の指導計画】

- 外国人児童生徒等の教育に関する「個別の指導計画」については、先述の次期学習指導要領に向けた検討に留意しつつ、まず現在の参考様式の活用状況や課題について、現場の声を把握した上で、文部科学省が作成した「ことばの力のものさし」を踏まえたものとする、プレスクール・プレクラス等におけるアセスメント結果を引き継ぐ、来日前までの教科学習の実施状況を記載するとともに、本人及び保護者の希望や将来の目標等を記載できるようにするなど、改善に向けて、実務的な検討を進めることが必要である。
- その際、各学校段階を通じて必要な情報を引き継いでいくこと、様々な特例が重複しても包括的かつ効果的に支援ができるよう留意すること、関係者間で検討し、共通理解を図り、シートを作成するまでのプロセスが重要であること、在籍学級と特別の教育課程の接続が円滑になり学校全体での共有が進むよう留意すること、作成する教員の負担も考慮した簡素な様式とすること等が必要である。

【生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の活用】

- 外国人児童生徒等が増加し、全国の多くの学校で指導が必要になる中、デジタル技術の効果的な活用は一層重要である。先述のガイドラインにおいて、生成 AI やオンラインを含むデジタル技術の効果的な活用方法についても示すことが必要である。その際、発達段階や活用方法により効果が異なることや、対面指導と組み合わせること、児童生徒が主体的に取り組めるよう工夫すること等が重要との声も踏まえつつ、具体化していくことが望ましい。
また、ポータルサイト「かすたねっと」²⁰に掲載されている教材の充実や機能面の

¹⁹ 「ことばの力のものさし」等を用いて指導をするに当たっては、高等学校卒業時までに、高等教育機関への進学や就職時に求められる「日本語教育の参照枠」（令和3年10月文化審議会国語分科会）における B2 相当レベルの日本語能力を身に付けることを意識して対応することが重要。

²⁰ 各都道府県・市町村教育委員会等が作成・公開している、多言語による文書や日本語指導・教科指導のための教材等を文部科学省が収集し、登録した情報検索サイトを指す。

改善、活用の促進を図るべきである。

- 加えて、対面でのアセスメントが難しい散在地域等においてもアセスメントができるよう、文部科学省で「オンライン・アセスメントマニュアル」²¹を作成しているが、国はその一層の周知に取り組むべきである。
- なお、文部科学省において、「学びの充実など生成 AI の活用を通じた教育課題の解決・教育 DX の加速事業」として、外国人児童生徒等の教育や多言語化の支援を含め生成 AI の活用に関する実証研究が行われている。生成 AI は技術の進展も早く、急速に社会実装が進んでいるところであり、このような実証的な取組を通じ、成果・課題の検証を進め今後も事例を蓄積するとともに、補助事業等を通じて事例普及に向けた取組を進めていくことが必要である²²。

²¹ 令和 7（2025）年 4 月に文部科学省が公表した「多文化多言語の子どもの「ことばの力」をはかるオンライン・アセスメントマニュアル」を指す。

²² 令和 6（2024）年度補正予算において実証研究事業を実施し、「ことばの力のものさし」や、個別の指導計画案等のデータを活用し、生成 AI が教員向け「見取と指導のアドバイスシート」の一部を生成する可能性について検証を行った。

2-2 指導体制の確保・充実について

(現状と課題)

- これまでの調査から、日本語指導が必要とされているものの特別な配慮に基づく指導が受けられていない児童生徒が一定数いることが明らかとなっている。理由について、教育委員会からは、以下のような回答が多く寄せられている。
 - ・年度途中からの転入であったため、学校体制として日本語指導担当教師を配置できなかった
 - ・日本語指導補助員を1名配置しているが、1名では対応できない状況にある
 - ・日本語指導の専門性を持った指導者がいない
 - ・在籍校に日本語指導の体制が整っていないため、日本語指導教室設置校への指定学校変更を勧めているが、保護者の送迎が基本となるため転校が難しい全国的に専門的な人材の確保・配置に困難を抱える実態が浮き彫りとなっており、指導体制の整備・充実は急務である。

- また、先述したとおり、外国人児童生徒等の受入れが急激に増加している集住地域と、地域内に外国人が少数のみ居住する散在地域があり、日本語指導に必要な教師の基礎定数化²³をしている現状でも、特に集住地域では、なお指導体制が逼迫している。また、散在地域では、学校として支援経験の蓄積が乏しいこと、そもそも地域内に専門性を有した支援人材が不足していること等の理由から、教育の質の確保が難しく、教育支援の地域格差が生まれている現状があると指摘されている²⁴。

- 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」(平成28年6月)²⁵で、「「拠点校」等を中心とした指導体制の構築」について4つの類型(教師の拠点校、児童生徒の拠点校、指導ノウハウの拠点機能、支援人材の拠点機能)が示された。
また、「外国人児童生徒等の教育の充実について(報告)」(令和2年3月)²⁶において、学校における日本語指導の体制構築について、「特に散在地域においては、外国人児童生徒等が1～2名在籍する学校が点在するような状況が想定されることから、複数地方公共団体による広域的な対応の実施や教育委員会の主導による教師・支援員等の配置の工夫、ICTの活用等を通じ、適切な指導体制の構築を図ることが望ましい」とされている。

- 地方公共団体への個別の支援として、国においては、令和元年度に「外国人児童生徒等教育アドバイザーボード」を設置し、地方公共団体からの要請による外国

²³ 平成29(2017)年3月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。)を改正し、それまで加配定数であった日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数を令和8年度までの10年間で計画的に基礎定数化した。

²⁴ 令和6(2024)年度文部科学省委託事業「児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究」参照。

²⁵ 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」(平成27(2015)年11月設置)。

²⁶ 「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」(令和元(2019)年5月設置)。

人児童生徒等教育アドバイザー²⁷（以下「アドバイザー」という。）の派遣を通じて、地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築や、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上を支援してきた²⁸。

- しかしながら、これまで、学校における指導体制については、目安となる考え方やモデルが示されておらず、各地方公共団体・学校現場の判断に委ねられている。支援に取り組んでいる地方公共団体においても、単一の基礎自治体のみでの取組に止まっているケースが多い。

その結果、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する場合に、どのような体制を構築すべきか等について、地方公共団体間・学校間で対応に大きな差が生じている。また、受入れ経験の少ない地方公共団体・学校にとっては、どのような体制を構築するかのモデルづくりから検討することになる。これらの実態を踏まえると、学校や地方公共団体にとって参考となる共通の基本モデルの構築が重要な課題と考えられる。

- また、学校において、日本語指導に専門性を有する者が限られることと、日本語指導担当教師の異動により、それまで当該教師が研修や実践的経験を通して蓄積してきた日本語指導等に関するノウハウ等が引き継がれないこと等により、外国人児童生徒等の教育に関する持続的な校内体制の構築に至らないという声もある。

- なお、児童生徒を含む帯同外国人に対する生活支援等については、主に各地方公共団体の首長部局で行われているが、児童生徒・保護者と近い立場にいる教師が、自発的に、あるいはやむを得ず対応するケースもあり、結果として学校現場の負担になっているケースもある。また、学校教育活動の効果的な実施のためには、学校と保護者が円滑にコミュニケーションをとれることが不可欠であり、そのためには教育委員会、首長部局、地域日本語教育担当部局、福祉部局、NPO 等との連携の下で進める必要がある。

（取組の方向性と具体的な施策）

【指導体制の基本モデルの策定】

- 先述のように、これまで外国人児童生徒等の教育については、各学校・地方公共団体において、国の支援も踏まえながら様々な取組や工夫が行われてきた。一方で、外国人児童生徒等の人数や在籍の状況に応じて、
 - 日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、教科担任、在籍学級担任等が、どのような役割分担・人数構成でチームとして対応し、
 - 先述のプレクラスや特別の教育課程も含め、学校の教育活動においてどのような体制で指導・支援を行うことが効果的であるのか、
 - 散在地域における指導体制の在り方や、ICT を活用した遠隔指導と対面指導をどのように組み合わせることが望ましいのか、といった点について、全国の学校や地方公共団体が参考にできる基本モデルは示されておらず、各学校現場の努力に委ねられている状態である。

²⁷文部科学省が委嘱し、教育委員会等への助言や研修等を実施する。

²⁸ 令和7（2025）年度は、29 の地方公共団体等に派遣を実施。

- 国は、地方公共団体が集住・散在地域いずれにおいても、地域の実情に応じた指導体制を、見通しを持って計画的かつ効果的に整備する際の参考となるよう、平成28年6月の報告書にある「拠点」に係る4つの類型を更に発展させ、学校における日本語指導体制の構築に関する基本的な考え方や目安を示すべきである。その上で、最終的には、在籍学級担任、管理職、日本語指導担当教師、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、日本語指導補助者、母語支援員等が連携しながら、学校全体で支える体制を構築することが重要である。なお、その際、画一的な基準を示すのではなく、各学校・地域の実情や児童生徒の多様な実態や文化的背景、地域特性を踏まえ、柔軟な運用が可能となる内容とすることが重要である。
- 必要な人材や支援を適時適切に確保するためには、都道府県や複数市町村、知見のある地域の中核となる民間団体、大学等が、お互いに責任を持ちつつ連携し、広域的な観点から人材・支援のコーディネート機能を発揮することなども有効である。専門人材が不足する散在地域において、都道府県がコーディネーターを域内の市町村に派遣し、各学校の体制づくりを後押ししている事例や、研修の実施等により都道府県内の指導の水準を向上に取り組む事例²⁹もある。地域の登録日本語教員を活用していくことや、デジタル技術等を活用し、ノウハウを持つ集住地域の取組を散在地域の支援に効果的に活かしていくことも、体制の充実にとって重要である。こうした都道府県等が広域的に支援を行う「拠点」を整備する取組を、国が後押ししていくことが重要である。
- また、散在地域の教育委員会等が、各々の取組について情報交換し、好事例について学び合う機会を設ける取組がある³⁰が、情報や知見、人材に限りがある散在地域にとって有意義である。こうした取組が継続的かつ全国的なものとなるよう、広域でのネットワークの構築について、関係機関と連携して国が取り組むべきである。

【特別の教育課程とそれを支える教師等の指導体制】

- 日本語指導が必要な児童生徒等に対する特別の教育課程は、学校生活に適應するために必要な日本語能力の向上や、在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成を正規の教育課程に位置付けて行うものである。日本語能力の不足による学習機会の喪失を防ぐとともに、児童生徒等が有する多言語・多文化の経験や学習の背景を尊重し、それらを教育活動に生かしながら、授業や学校生活への円滑な参加を支え、主体的に学ぶ力を育成する上で有効な取組である。
- 実際に特別の教育課程を実施している地方公共団体からは、該当児童生徒の日本語理解が向上し、多くの児童生徒が「学校に来るのが楽しい」「授業が分かるので楽しい」と答えるなど、適切な支援が日本語能力の向上や学校生活の充実につながる等の効果が報告されている。しかし、これらの教育効果がある一方で、地方公共団体においては、日本語指導を担う教師の配置の必要性が増しているが追い付いておらず、また、専門性を有する人材の確保も困難な状況となっており、引き続き指導

²⁹ 本有識者会議第4回発表資料【資料2】平田委員発表資料。

³⁰ 文部科学省委託事業「児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究」（令和5年度～6年度）において、散在地域教育委員会会議を実施。

体制の在り方を検討していく必要がある。さらに、日本語指導補助者等についても、地方公共団体の取組を効果的に推進するため、一層の配置の充実を図る必要がある。

【日本語指導補助者等】

- 「総合的対応策」では、地方公共団体が速やかに実施する施策について、「令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を拡充する。」と盛り込まれている。国の補助事業についても財源の確保を含め、抜本的な拡充を図る必要がある。
- そのためにも、先述のとおり、地方公共団体が、各学校における日本語指導体制を、地域の実情も踏まえつつ、見通しを持って計画的かつ効率的に整備する際の参考となるよう、基本的な考え方や目安を示す必要がある。また、日本語指導補助者及び母語支援員の役割や求められる専門性、効果的な参画方法等も示す必要がある。こうした措置を講じた上で、日本語指導補助者及び母語支援員について、学校における職として法令上の位置付けを明確にすることも含め、外国人児童生徒等の教育の質の向上につながる人材確保策を検討していくべきである。

【登録日本語教員等の積極的な活用】

- 指導体制の充実に当たっては、その前提として、日本語指導に一定の専門性を有する人材を確保することが必要である。このため、令和6年度に創設された国家資格である「登録日本語教員」³¹をはじめ、日本語指導の専門性を有する者の知見が適切に発揮されるよう、後述する点に留意しつつ、学校における活用を推進すべきである。このことは、「総合的対応策」に記載された、登録日本語教員が有する日本語指導に関する専門性が適切な社会的評価を受ける環境を整備し、処遇の改善を推進する上でも有効と考えられる。

具体的には、登録日本語教員等を特別非常勤講師や日本語指導補助者として活用することが考えられる。その際、教育職員免許法施行規則等の関係法令の改正を要する可能性があること、現在中央教育審議会において検討が進められている教師の養成・研修・採用の在り方に関する議論も踏まえることに留意が必要である。

また、登録日本語教員等の日本語指導に専門性を有する外部人材の活用に当たっては、こうした人材が必ずしも児童生徒の教育に専門性を有するとは限らないことに留意が必要である。そのため、運用に当たっては在籍学級担任等との連携や、児童生徒の教育において求められる資質・能力を向上することなどが必要であり、子供への理解が進み、発達段階に応じた指導が可能となるよう、外部人材に対する動画教材の活用や研修の充実などを計画的に進める必要がある³²。なお、登録日本語教員と教員免許については2-3で取り扱う。

- また、登録日本語教員の活用のためには、任用する都道府県・市町村教育委員会

³¹ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）に基づき創設された国家資格で、文部科学大臣の登録を受け、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員をいう。

³² 例えば、令和4（2022）年度に公益社団法人日本語教育学会が文化庁委託「日本語教育人材の研修プログラム普及事業」において作成したプラットフォーム「ひまわり」の活用等が考えられる。

が、どの地域や学校種等に勤務可能な者がいるかについて、把握できることが重要である。この点については、文部科学省が運営する「日本語教育機関認定法ポータル」³³に、希望勤務地・希望勤務機関・希望雇用形態・日本語教育に関する経験（教育課程編成・クラス担任・進路指導等）等の情報が掲載されているところであり、国において、登録日本語教員が円滑に任用されるよう積極的に周知すべきである。

【アドバイザーの戦略的な派遣】

- 初めて外国人児童生徒等を受け入れる地域など体制が整備されていない地域や新たな指導体制を立ち上げる地域については、個別に重点的な支援を行うことが重要である。そのため、国はアドバイザーの派遣をより一層充実させ、体制の整っていない地方公共団体に対し、単発ではなく継続的に関与（伴走支援）することにより、現状分析や課題整理、支援体制の構築・改善に向けた指導・助言を行い、持続可能な体制づくりを支援することが必要である。

【首長部局との効果的な連携】

- 児童生徒・保護者への学習面以外の支援や、保護者との日本語によるコミュニケーションをめぐる学校現場の負担を軽減し、学校と家庭が円滑に連携して教育活動を実施するためには、首長部局における必要な財政措置、保護者が通う地域の日本語教室の運営支援³⁴など、首長部局と教育委員会との効果的な連携が重要である。

³³ 文部科学省が日本語教育機関認定法に基づき、認定日本語教育機関の情報公開を行うとともに、登録日本語教員に関する情報提供や各種手続のための公式ポータルサイト。

³⁴ 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（前出）P38、39

2-3 教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修について

(現状と課題)

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う教師等の資質・能力の向上を図るため、文部科学省において指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラム³⁵を開発し、周知を行ってきた。
- 現行の教員養成課程においては、外国人児童生徒等教育に関する内容は、普通免許状の取得に当たって修得を要する単位のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」の「各科目に含めることが必要な事項」の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する理解」の一部として教育職員免許法施行規則に位置付けられている。
- また、これまで、「教職課程コアカリキュラム」で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」として、母国語の問題等により特別な教育的ニーズのある子供への対応について定めたほか、先述のモデルプログラムを定め、大学に対して、教師や支援者に必要な資質・能力を具体的に示し、学ぶべき内容を示してきた。
- 全国的に外国人児童生徒等が増加している現状を踏まえると、各大学の教員養成課程における外国人児童生徒等の教育に関する内容の一層の充実を望む声もある。その一方で、日本語指導に関する科目を必修として履修する時間的余裕がない学生も多いという点や、現在は科目のうち「特別の支援を必要とする(略)理解」に位置付けているものの、特別支援に詳しい者と外国人児童生徒等への支援に詳しい者は異なるなど、指導しづらいといった点も指摘されている。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループでは、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、免許状取得に必要な事項として共通で学ぶべき内容の再構造化・体系化、学びの最適化を目指したコアカリキュラムの見直し等に向けた議論が行われている。
- また、研修については外国人児童生徒等の教育に携わる教師等が、基礎的な知識を学べるようにするため、文部科学省において研修用動画コンテンツ³⁶を令和2年度に作成し、文部科学省ホームページやポータルサイト「かすたねっと」において公開している。
- 外国人児童生徒等の増加により、初めて外国人児童生徒等を受け持つ教師も増加しているため、各地方公共団体において研修の場を整えることが一層重要となつて

³⁵ 文部科学省委託「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」(平成29(2017)年度～令和元(2019)年度)により開発。

³⁶ 外国人児童生徒等の受入れ、支援体制づくりや日本語指導の具体的な指導方法など、5つの研修用動画を作成。

いるが、実施状況は十分とは言い難い³⁷。加えて、教師と日本語指導補助者や母語支援員とが連携して取り組むためには、日本語指導補助者や母語支援員に対する研修も必要である。さらに、各地方公共団体の支援体制の構築を図るためには、教育委員会の指導主事等の指導力を強化することが求められる。

- 教師の採用について、国は「教師の採用等の改善に係る取組について（通知）」（令和5年1月10日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）において、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めることや、日本語教育に関する学習歴・資格、指導に従事した経験等や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考などの実施を求めている。
- しかしながら、「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等」の調査結果によると、公立学校教員採用選考試験において日本語指導の資格など専門性がある者について加点するなどの確保策を講じている教育委員会は、2府県に留まっている。

（取組の方向性と具体的な施策）

【教員養成】

- 外国人児童生徒等が増加している状況においては、外国人児童生徒等の教育について、全ての教師が一定の知識を学修しておくことが重要である。養成段階においては、多文化共生・包摂の視点を身に付けるとともに、必要に応じて日本語指導や言語発達支援等に関する専門知識についても学ぶことができるようにすることが望ましい。
- 本有識者会議の議論も踏まえつつ、このような点について、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループでは、「共通で学ぶべき内容」として、現行の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」ではなく、「幼児、児童及び生徒の個々の多様な特性の理解と包摂」として位置づけられる方向で検討が進められている。併せて、専門的な学習に基づく「強み専門性」の一環として、外国人児童生徒等の教育についても、専門科目を通じて修得する方向が「中間まとめ」³⁸に盛り込まれている。
- 今後、コアカリキュラム等も含めた、より具体的な検討が中央教育審議会において進むことになるが、①教師となる者の全てが学ぶ基礎的な内容、②「強み専門性」として学ぶ応用的内容、③教師としての経験を積んだ者が更に専門性を高めるための内容を分けて具体化していくことが期待される。
その際、子供の日本語習得や言語発達の特性、多様な文化的背景等を踏まえた指導・支援の在り方について留意しながら、具体化していくことが望ましい。なお、「強み専門性」において、子供に対する日本語指導の具体的な方法、個別の指導計画の作成等の内容を含めることや、多くの大学が開設できるよう、カリキュラムの考え方や例などを情報提供することなどが期待される。併せて、教員養成大学等に

³⁷ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和7年度）」。

³⁸ 中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）」（令和8（2026）年1月19日）。

において外国人児童生徒等教育や日本語教育を専門とする教員の確保・配置を進め、継続的に養成を担う体制を整備することが望ましい。

- さらに、教員養成大学が登録日本語教員養成課程を併設している例もある。今後の日本語指導に関する人材育成という観点からは、こうした登録日本語教員の資格と、教員免許状の両方を持つ人材を養成していくことが期待される³⁹。

【採用】

- 外国人児童生徒等に対する教育を担う人材の確保は今後ますます重要性が増すものと考えられる。そのため、大学で日本語教育や多文化共生等に関する専門的な教育を受けた者や、登録日本語教員や日本語指導補助者等、日本語指導の経験を積んだ者の採用が進むよう、国は好事例を都道府県等に提供するとともに、都道府県等は教員採用選考において考慮することを検討すべきである。なお、都道府県教育委員会等において、日本語指導経験を積んだ人材を戦略的に配置・育成し、教育委員会内で外国人児童生徒等教育の知見が中長期的に蓄積されていくことも重要である。

【研修成果の戦略的普及】

- 独立行政法人教職員支援機構（NITS）においては、これまでも「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」を実施しているところであるが、日本語指導が必要な児童生徒等の散在化等が進行している状況を踏まえると、今後研修参加者の研修成果を一層広めることが重要である。

そのため、同研修について、各都道府県教育委員会の積極的な関与の下、研修参加者が研修講師となって同研修の成果を市町村教育委員会や学校現場に展開し、日本語指導に関する知見を域内に広く浸透させていくことや、一部の研修プログラムのオンデマンド化など、研修内容の普及に向けた仕組みの強化を図るべきである。また、研修参加者の参加後の校外外での取組について集約・分析し、研修成果を効果的に広める方策を検討すべきである。

【研修パッケージ・Plant の活用】

- 文部科学省がこれまで作成した研修動画コンテンツについて、各地方公共団体での活用が一層進むよう、コンテンツを全国教員研修プラットフォーム「Plant」に集約し、国が主催する指導主事会議等の場で積極的に周知を図るべきである。その際、日本語指導担当としての経験が浅い教師や、初めて日本語指導補助者・母語支援員等となる外部人材に対する研修パッケージを体系的に分かりやすく示すことが求められる。

【アドバイザーの活用】

- 地方公共団体等において、モデルプログラムを活用した研修がより促進されるよ

³⁹ 中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」等では「強み専門性」に係る内容の学習には20単位を充てる案が提示されている。大学等における登録日本語教員の養成課程及び実践研修は、合計26単位以上である。なお登録日本語教員資格取得のためにはこれに加えて、日本語教員試験の応用試験の合格が必要である。

う、外国人児童生徒等教育アドバイザーを研修講師として派遣し、モデルプログラムを踏まえた研修の企画・立案、実施について助言を行う取組を進めるべきである。

3.進学・就職へのきめ細かい支援の促進について

(現状と課題)

- 外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり⁴⁰、これまでも、高等学校等への進学を促進する観点から、就学促進等の指針⁴¹において、教育委員会に対して以下の取組を求めている。
 - ・中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施する
 - ・公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進する
- また、国として、外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組の推進を地方公共団体に依頼⁴²しており、令和7年度公立高等学校入学者選抜においては、20 都道府県において外国人生徒の特別定員枠が設定されている。
- 受入状況等調査により、日本語指導が必要な生徒については、全体と比較した場合の中途退学率の高さや就職者における非正規就職率の高さ、大学等への進学率の低さなどの課題が明らかとなっている。中途退学率や進学率については、令和4年度から令和6年度にかけて改善が見られるものの、依然として課題がある。また、就職者における非正規就職率や、進学も就職もしていない者の割合については、全高校生との差が大きく、外国人生徒等の進路上の大きな課題となっている。
- また、文部科学省が実施した「外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究事業」（令和7年度）⁴³によると、外国人生徒等の進学については、「進学に必要な日本語の習得が十分でない」を課題に挙げた高等学校が21.0%と最も多く、次いで「費用負担が理由で進学をあきらめてしまう」（15.2%）、「日本の受験の仕組みを理解していない」（12.2%）が課題として見られた。
- 就職については、「日本の就職活動の仕組みを理解していない」を課題として挙げた高等学校が11.6%と最も多く、次いで「雇用形態の違いをよく理解していない」（9.6%）、「企業において求める日本語能力の要件が高い」（6.5%）が課題として見られた。
- これらから、日本語支援の課題、受験や雇用形態に関する本人・保護者の理解不足、進学についての費用負担などが、進路上の大きな課題の要因として考えられる。

⁴⁰ 文部科学省「高等学校における外国人生徒等の受入の手引」（令和4年度）参照。

⁴¹ 文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2（2020）年7月1日）を指す。

⁴² 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について（通知）」（令和7（2025）年6月27日付け文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）。

⁴³ 本調査研究事業において、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を対象に「外国人生徒のキャリア支援等に関するアンケート調査」を実施。

- 加えて、学校として外国人生徒等へのキャリア教育・支援を行う際の課題として、「十分な体制を構築するための教職員数が不足している」を課題に挙げた高等学校が最も多いほか、「情報の多言語化が十分でない」などの回答も多く見られた。
- 一部の地方公共団体では、外国人生徒等への支援を重点的に行うために拠点となる学校を設置したり、外国人生徒等の社会的自立を目指し、日本語指導やキャリア教育を体系的に行い、進学率・就職率に関する成果につなげたりしている例⁴⁴も見られる。一方、全国的には、高等学校では日本語指導が必要と判断されていても支援ができていない生徒の割合が約3割と、小中学校段階に比べて高い、「特別の教育課程」による指導を受けている生徒の割合が少ないなど、取組は道半ば⁴⁵と言える。

(取組の方向性と具体的な施策)

- 外国人児童生徒等を含む全ての子供に対して、自身の強みを生かし、主体的に進路選択ができるよう、アイデンティティの確立や自尊感情の育成と一体的にキャリア教育⁴⁶を行うことが、いずれの学校段階においても重要であり、地域の支援団体や企業等とも連携し、学校内外で協働してキャリア教育を進めることが望まれる。
- その際、特に高等学校等における外国人生徒等の進学・就職に共通する課題として、日本語による学習や進路情報へのアクセスに困難を抱える生徒が多いことを踏まえ、日本語指導とそれを支える指導体制の充実が求められる。特に、高等学校においては、学習内容の高度化・専門化が進む中で、来日前の学習経験や知識を活用した学びがより一層期待される一方、教科学習に課題を抱える生徒も多くなるため、教科学習支援も併せて行うことが重要である。
また、進学・就職等の進路選択の支援や生徒の学習意欲の向上の観点からも、入学後すぐにアセスメントを行うこと及び継続的な日本語の能力の把握が重要である。こうした日本語の能力の把握や評価等に際しては、「ことばの力のものさし」や「日本語教育の参照枠」等を活用することが重要である。
- 生徒一人一人の背景や学習状況を踏まえ、「特別の教育課程」による取り出し指導や学校設定教科・科目の設置、教科学習における習熟度別指導などを、教育課程上に適切に位置づけ、実施することを一層促進すべきである。併せて、一部都道府県で取組が進みつつある、日本語指導やキャリア支援に関するセンター的機能を担う「拠点校」で、周辺の高校も含めて支援する仕組みの普及等が求められる。国においては、「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」(令和4年度)等で示した日本語指導の具体的な方法等を、研修や各種会議において普及に努める

⁴⁴ 本有識者会議第7回発表資料【資料2】茨城県教育委員会発表資料、第10回発表資料【資料2】高階委員発表資料。

⁴⁵ 高等学校段階において、「学校設定教科・科目」を教育課程に位置付け、日本語指導を実施している事例もある。

⁴⁶ 「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23(2011)年1月31日)。

必要がある。

- こうした取組を促進することと併せて、体制について課題であると感じている高等学校も多いことから、国においては、2－2で記載したとおり、補助事業等を通じた指導体制の充実にも努めるべきである。
- さらに、「高等学校における外国人生徒等へのキャリア支援等に関する実践ガイド」（令和7年度）（以下「実践ガイド」という）等において、外国人生徒等のキャリア教育を進めるうえで、日本人生徒と異なる配慮・支援が必要であること（例：「日本語での情報が多いため関連する情報を入手することが困難、進路に関して在留資格等の法制度との関係で検討する必要があるなど」）が示されている。
- 教育委員会や高等学校等においては、生徒・保護者に対して、多言語化や「やさしい日本語」⁴⁷の活用、視覚的支援等を含めた分かりやすい情報提供を行うことや受入れ時に基本的な情報を聞き取ったうえで、ガイダンスや面談等を通して丁寧に進路に関する理解を促進することなどが求められる。
- 各学校等の取組を後押しするため、国として、地方公共団体等が作成した多言語化された生徒・保護者向けの資料や法務省が作成した在留資格に関する動画等の情報を、ポータルサイト「かすたねっと」に掲載したり、各種会議で「実践ガイド」等を活用し、キャリア教育に関する実践事例を示したりするなど、分かりやすく周知すべきである。
- また、進学については、公立高等学校入学者選抜において、全ての都道府県で外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定がなされるとともに、受検に際しての配慮等の取組が促進されることを目指し、国は、先進的な取組事例を収集するとともに、外国人特別定員枠の設定などの取組を促すべきである。
- さらに、高校卒業後の進路に関連し、各大学において、国籍等に関して多様な背景等を持った者の大学入学者選抜を工夫することも期待される。

⁴⁷ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことであり、日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。（「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」 2020年8月出入国在留管理庁・文化庁 P3）